

関東社会保険ニュース



No.97

平成 18 年 7 月

健康保険証を紛失した場合は？

最近、「外出中に健康保険証を紛失したのですが、どうしたら・・・」というお問合せが立て続けにありました。こういう時代ですから、(盗難も含め)外で無くしたときは不正使用されないかご心配ですよね。今回は、そうした際の対処方法をお知らせします。

なお、自宅で紛失した場合は、(3)の手続のみ行ってください。

(1) まずは警察に紛失届を出してください。

特に盗難の場合、一刻も早く警察に届出て、いつ、どこで、健康保険証が自分の手元を離れたか、明確にしておく必要があります。

届出をしておけば、拾得物として届いていたり、盗難の場合は、財布から現金だけ抜かれて駅ゴミ箱に捨ててあったりして、カード類は戻って来ることがあります。

(2) 信用情報機関に登録するとより安全です。

下記の機関に電話を入れ、郵送してもらった書類に記載し、返送・登録(費用は500円程度)することで、名義の悪用による借入被害を防ぐことに役立ちます。

健康保険証紛失の場合、CCBとJDBに登録して下さい。(CICは、JDBとデータ交換をしているため)

なお、下記の機関に連絡する場合、登録するご本人様からが原則です。

(ホームページから登録書類をダウンロードできる機関もあります。)

名称	連絡先	加盟機関
(株)シーシービー (CCB)	http://www.ccbinc.co.jp/service/loss/index.html 0120-440-029	信販会社、クレジットカード会社、流通・メーカー系クレジット会社、金融機関、保証会社、消費者金融会社等(業界横断的な機関)
(株)ジャパン・データ・バンク (JDB)	http://tokyo.fcj.gr.jp/05/index.php 0120-441-481	消費者金融・商工ローン等貸金業(一部信販系を含む) (株)シー・アイ・シーとの情報交流を行っています。
(株)シー・アイ・シー (CIC)	http://www.cic.co.jp/rhonnin/hn01_howto.html 0120-810-414	信販会社、家電・自動車メーカー系クレジット会社、百貨店、量販店、銀行系カード会社、専門店会、リース会社、保証会社等

(3) 社会保険事務所など、健康保険証の発行元組織への再交付手続をして下さい。

政府管掌健康保険の場合、「健康保険被保険者証滅失届」と、「健康保険被保険者証滅失再交付申請書」を事業所所轄の社会保険事務所窓口へ提出すると、再交付されます。

国民健康保険の場合は、お住まいの市区町村役所に、また国民健康保険組合の場合は、各組合にご連絡の上、専用紙で再交付申請をして下さい。

なお、後日健康保険証が発見された場合、再交付分を返却します。

給与計算・社会保険手続きは

社会保険労務士法人

かいたう

関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

TEL 03-3369-7411・8411 FAX 03-3369-2711

ホームページ：<http://kaito-sr.com/>

